

『勸誠社彙選』について ——アヘン貿易反対協会と勸誠社——

小野泰教

はじめに

1870年代に、イギリスにおいて禁アヘン運動が高まりを見せ、1874年ロンドンにてアヘン反対貿易協会(The Anglo-Oriental Society for the Suppression of the Opium Trade)が設立されたことはよく知られているが、こうしたイギリスの禁アヘン運動に当時の中国人はどのような見解を抱いていたのであろうか。アヘンに関わる政策を担う官僚たちの見解については、すでに先行研究でも詳細に取りあげられてきた¹。これに対し本稿では、官僚層以外の、おもに郷紳クラスの知識人の見解を学習院大学図書館所蔵の『勸誠社彙選』²から明らかにし、アヘン問題をめぐる中英関係の一齣を描いてみたい。

管見の限りこの史料は、従来の研究ではさほど注目されてこなかったようであるが、広州の郷紳たちのアヘン観を示すだけでなく、アヘン貿易反対協会への見解や、初代駐英公使郭嵩燾の禁アヘン思想にも関わる内容を含んでおり、極めてユニークなものと言うことができよう。

1. 『勸誠社彙選』

『勸誠社彙選』は光緒2年(1876)年刊本、全1冊。本来は、同じく学習院大学図書館が所蔵する『勸誠食鴉片煙醒世図』(全1冊)³とあわせて1冊をなしていたと考えられる⁴。封面には「南海老人甘嘉樂題」とあり、光緒丙子重

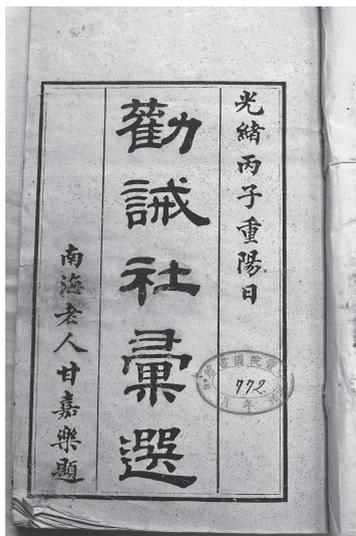
1 新村容子『アヘン貿易論争——イギリスと中国——』(汲古書院、2000)、同『*The Friend of China*より見るイギリスのアヘン貿易反対運動』(東洋文庫編『アジア学の宝庫、東洋文庫——東洋学の史料と研究』勉誠出版、2015)を参照。

2 『勸誠社彙選』光緒2年刊、学習院大学図書館蔵。

3 『勸誠食鴉片煙醒世図』、学習院大学図書館蔵。

陽後一日の「勸誡社小序」を持つ。勸誡社は、唐徳俊（江蘇補用直隸州前署金山県知県、南海県人）をはじめとする広州の郷紳たちによって設立された善会で、主に禁アヘン運動を活動の中心としていた⁵。『勸誡社彙選』は、禁アヘンに関するさまざまな文書を集めた冊子であり、林則徐をはじめとする禁アヘンに功績を残した官僚の上奏文や、禁アヘンを勧める多くの文章が収録されている。また本来は『勸誡社彙選』の後半と思われる前述の『勸誡食鴉片煙醒世図』には、禁アヘンの重要性を図像にて説明した箇所も存在する。すでに指摘があるように、『勸誡社彙選』は、中国に古来存在してきた民衆向けの勸善懲悪書である善書の性格を持つ書物であると言えよう⁶。

図1：『勸誡社彙選』（学習院大学図書館蔵）、封面。



以上に加え、筆者が本稿で注目してみたいのは、イギリスのアヘン貿易反対

4 大澤顯浩「旧学習院所蔵漢籍について」（同編著『東アジア書誌学への招待』1、東方書店、2011）315頁。

5 『勸誡社彙選』、49葉表・51葉裏には勸誡社の人員名簿と思われる記載があり、筆頭に唐徳俊の名が見える。また『勸誡社彙選』の編者である前述の甘嘉樂の名も見え、「耆老」「年八十三歳、南海県人」とある。

6 大澤前掲論文、315頁。

協会の声明とそれに対する勸誡社の応答が収録されている点、そして初代駐英公使郭嵩燾に対する勸誡社の上申が収録されている点である。アヘン貿易反対協会や郭嵩燾の禁アヘン運動については多くの先行研究が存在するが、『勸誡社彙選』を通して、従来とは異なった角度から当時の中国とイギリスとの関係を垣間見ることができるであろう。

2. アヘン貿易反対協会と勸誡社

『勸誡社彙選』に収録された文章において目をひくのは、「英東力除鴉片貿易会」、すなわちアヘン貿易反対協会に関する記事である。

アヘン貿易反対協会は、1874年11月において非国教徒のフレンド派を中心に組織されたものである。この協会の設立は、奴隷制反対運動などの社会変革を目指してきたフレンド派の新たな試みとして位置づけられる⁷。

この協会は1875年に中国に向けて声明を発表し、中国における同志にアヘン禍の実情をぜひイギリスに向けて発信するよう呼びかけ、イギリスと中国とが協力してアヘンを禁絶すべきことを説いている。その声明は『勸誡社彙選』に「英東力除鴉片貿易会告白」として収録されている。そこでは、中国をアヘン禍の被害者として哀れむだけでなく、中国自身がアヘン禁絶に努力しているかどうかを問うており、率直な意見の交換によって真の協力を目指す姿勢が見てとれる。

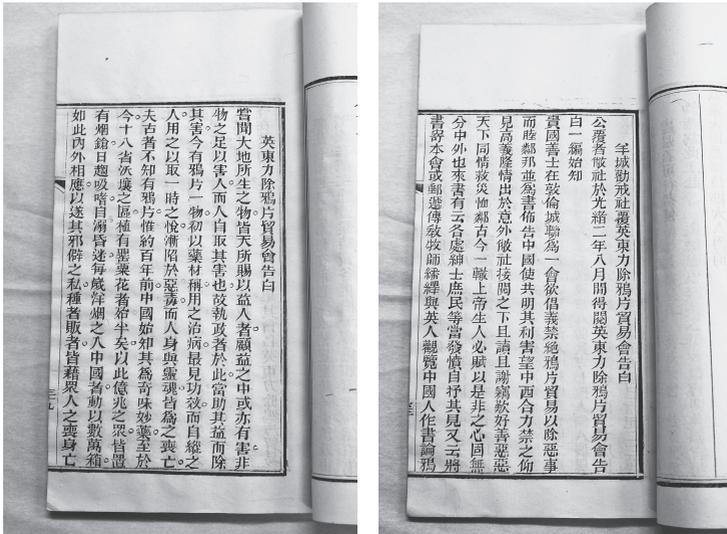
この声明に呼応したのが、広州の勸誡社であった。『勸誡社彙選』によれば、この声明が広州に届いた当時、すでに中国のキリスト教徒により勸除鴉片公会という組織が結成されており、こうした気運の高まりのなかで広州の郷紳たちにより勸誡社が結成されたという⁸。本節では、アヘン貿易反対協会の声明である「英東力除鴉片貿易会告白」とそれに対する勸誡社の応答である「羊城勸誡社覆英東力除鴉片貿易会告白」とを取りあげ、双方の論点や注目すべき特徴を考察する。

まずはアヘン貿易反対協会の声明を見ていこう。声明の日時と場所は、1875

7 新村前掲書、104頁を参照。

8 『勸誡社彙選』、72葉裏。

図2: 「英東力除鴉片貿易会告白」と「羊城勸誡社覆英東力除鴉片貿易会告白」(『勸誡社彙選』学習院大学図書館蔵、39葉表、62葉表)。



年春、ロンドンとなっている。文章は漢文で書かれており、起草者の一人に中国でも宣教経験のあるターナー (F. Storrs Turner) の名があがっていることから、漢文の作成には彼が関わった可能性が高い。では以下、この声明の内容をまとめてみよう⁹。

アヘン貿易反対協会によれば、アヘンは当初、医療用の薬材として中国に輸入されていた。ところが中国ではそのアヘンを麻薬として吸飲する習慣が定着してしまった。それが麻薬として吸引されるとはイギリスでは考えられていなかったという。

アヘン貿易反対協会によれば、中国でこのような事態が起こった要因は、官側が適切な禁止措置をとってこなかったことにあった。彼らによれば、イギリスのインドにおけるアヘン生産の管理は厳格に実行されていた。アヘンの栽培

9 以下、アヘン貿易反対協会の見解は、「英東力除鴉片貿易会告白」による。

に携われる者を厳格に規定し、アヘンからあがる収入を国庫に入れ、国政に役立つ。アヘンは薬品として高値で流通させるといったものである。

アヘン貿易反対協会が見るところ、これに比べると中国では、皇帝や官僚によるアヘン管理が行き届いておらず、中国商人とイギリス商人の結託を阻止できなかった。アヘン戦争についても、対等な外交国であるイギリスの貨物を中国側が勝手に焼き払ったことに起因するという。アロー戦争後にアヘン輸入が合法化されたことも、中国官僚が禁アヘンを真摯に論じなかったことに要因があるという。アヘン貿易反対協会は、イギリスの非を反省するとともに、中国側のアヘン政策への消極性を指摘し、イギリスと中国とがともに改善を目指すべきであるとする。

そしてイギリスが禁アヘンを推進していくうえで、輿論を喚起し議会で多数派を占めることが必要となるが、現状ではアヘン問題に無関心なイギリス人が多く、いまだ運動は低調であった。したがって重要なのは、中国側から積極的に中国のアヘン問題や禁アヘンへの取り組みをイギリスに向け発信することであるとする。そのために例えば、欽差大臣をイギリスに派遣してイギリス国王あるいは北京に駐在するイギリス公使と会談させる、各地の紳士庶民が地方官憲にアヘン禁止を上申して禁アヘン公会を設立する、以上の状況を新聞等で紹介、または宣教師に送って翻訳させ、イギリス人に知らしめる、といった方法を提示している。

それでは以上のようなアヘン貿易反対協会の声明に対し、勸誡社はどのような反応を示したのだろうか。『勸誡社彙選』や前述の『勸誡食鴉片煙醒世図』には、アヘン貿易反対協会の声明に対する広州の郷紳たちのさまざまな意見が収められているが、ここではそうした意見のなかでも最もまとまったものである「羊城勸誡社覆英東力除鴉片貿易会告白」を取りあげ、広州の郷紳たちの反応を探ってみたい¹⁰。

まず勸誡社は、アヘン貿易反対協会の要請に応え、中国のアヘンの惨状を訴える。すなわち、①中国の資財を浪費する〔耗中国貨財〕、②人々に仕事をや

10 以下、勸誡社のアヘン貿易反対協会への見解は、「羊城勸誡社覆英東力除鴉片貿易会告白」による。

めさせる〔廃事業〕、③民の命をそこなう〔傷民命〕、④人材が尽き果てる〔困人才〕、⑤政治を乱す〔乱政治〕、⑥兵力をそぐ〔弱兵力〕、⑦人倫をそこなう〔敗人倫〕、⑧風俗を悪化させる〔壊風俗〕、以上の8つである。

そしてそのうえで、前述のアヘン貿易反対協会の見解に対し、批判的検討を加えていく。例えば、薬材としてのアヘンという見方には、中国ではそもそも薬材としての用い方が知られていないとし、また中国内地でのアヘン栽培も、欲深い者たちがインドのあり方を模倣したものだとする。アロー戦争後のアヘン輸入合法化についても、イギリス使臣がアヘンを正税に入れようとしたことに問題があるのであり、輸入を禁止せず国内のみ禁止することはできないとする。そしてこうしたイギリスのあり方は、そもそも聖書の説く諸々の論理に合わないとする。

さらにはアヘン貿易がイギリスに不利な点も指摘される。すなわち、アヘン貿易によって中国人は不信感を抱き、中国とイギリスの関係が悪化する、アヘン以外の貿易品が打撃をうける、一部の商人のために国全体のイメージが下がる、中国人がキリスト教を信じなくなる、といった点である。

また中国の官僚がアヘン問題に消極的だという意見に対しては、中国でもアヘン禁絶への試みは何回もなされてきたが、西洋との関係に慣れていない地方官の不手際によってアヘン問題が見逃されてきたことや、民間の士の活動も行われてきたものの、中国では上下の隔たりがありすぎて、そうした活動が皇帝の耳にまで届くことが無かったことなどを指摘する。

そして現在、中国でも善会の結成など禁アヘンの気運が高まりつつあるが、イギリス自身がアヘン貿易を廃止したいという証拠を出さない限り、中国人の信頼を真に勝ち取ることはできないとして、その証拠を強く求めていくのである。その証拠の出し方としては、駐華公使が総理衙門の大臣とアヘン輸入の合法化廃止を話し合い、皇帝に上諭を出してもらったり、各開港場の領事を通じて総督・巡撫に上奏してもらったりするというもので、こうした方法によって天下の人々にイギリスの意図を知らしめることが肝要であると説く。またこうした方法が早期に実現不可能であれば、北京、上海、広東などに戒煙所を設置し、宣教師などを派遣するといった方策をとるべきだとしている。最後に、イ

インドにおいてアヘンを禁絶することが十分に可能であることを、インドの税収に占めるアヘンの割合等から主張している。

以上の声明とその応答について、注目すべき点が多い。例えば、アヘンは薬材という意識で輸出されていたというアヘン貿易反対協会の主張であり、この点については勸誡社の人士たちから多くの反発が出たものである。だが当時のイギリス人にとってアヘンは麻薬であるという認識がいまだ形成途上であったことを考えると¹¹、アヘン貿易反対協会の主張もあながち無理があるものとは言えない。またアヘン輸入合法化への見解も注目される。アヘン貿易反対協会から言えば、中国の官側が積極的な交渉を行わなかった点が問題視されているが、勸誡社の見解では、イギリス側が一方的にアヘン合法化をおしつけたものとされるのである。

そして以上に加え、筆者が特に注目したいのは、アヘン問題を通じて、中国とイギリスの政治制度のあり方が比較されていることである。アヘン貿易反対協会の見るところ、中国でアヘン管理が行き届かないのは、その政治制度の構造に原因があった。

中国では皇帝は全権を手中に収めており、君権によって独断し、論旨によって禁止することなど容易なことでしょう。難しいのは、皇帝の宮殿は大変遠くにあり、瞬時に民の望むことを実見し、また各官がその旨を忠実に守っているかを知ることができないということです。

（至中国皇帝全権在握、何難乾綱独断、論旨禁尽。所難者九重甚遠、不能一時隨在親見民之所欲、及実知各官皆恪遵其旨否耳¹²）

中国の問題は、上下の隔たりが大きく、皇帝でも掌握できない部分があるということであった。また民の希望や官の態度を汲み取るのは中国ではもっぱら皇帝の役割なのであった。

一方、イギリスの政治制度はどうか。イギリスでは国民の意思が議会によって国政に反映されていた。

11 久保洋一「ヴィクトリア期イギリスにおけるアヘン—医学・薬学雑誌に見るアヘン認識の変遷—」（『西洋史学』211、2003）を参照。

12 『勸誡社彙選』、42葉裏-43葉表。なお「英東力除鴉片貿易会告白」には断句を示す記号が付されているが、以下この文章からの引用では適宜筆者により断句を改めた箇所がある。

イギリスでは、二つの大会があり、王が政務を執り行うのを助けています。一つは世爵の会〔上院〕と言ひ、一つは民挙の会〔下院〕と言ひます。すべての物事について、二つの大会が許可しなければ旧例は改変できず、新例は設けることができません。二会のうち、実質的な事柄の成立廃止については、民挙の会のほうがいっそう権限を有しています。それゆえ民の希望はすぐに政権を握る者に届き、民は随処で諸官がよく法規に従っているかどうかを観察することができます。さらにイギリスでは、庶民は何かある場合にすべて上稟することができ、国王に上申したり両会に上申したりします。もし民があることで虐げられたと思う場合や、さらには別の人が屈辱を受けているという場合はいずれもすぐに上告することができます。そのようであるからには本協会の設立は、英国の本分に努めるものであり、それによりこのアヘン貿易を廃止するものなのです。本国の規則や先例に合致することでアヘンを禁止できることはすべて必ず進んで実行します。

(至英国則有兩大会、助王行政、一曰世爵之会、一曰民挙之会。凡事若兩大会不允、旧例不得改、新例不得立。二会之中、於実事之成廢、民挙之会、更属有權。故此民之所欲、可便達於執政、而民随処可窺察諸官果其克循律法与否。又在英国庶民有事、皆可上稟、或稟国王、稟两会、如民自謂我於某事受枉、又云他人負屈、皆可即行上告。然則本会之設、為專務英国本分、以力除此鴉片貿易也。凡有合本国規則可禁鴉片者、必喜行之¹³⁾)

アヘン貿易反対協会によれば、イギリスは、民が自らの希望を行政に反映させることを目標とし、民にあらゆる上申を許可し、また官側の働きぶりを評価させていた。アヘン貿易反対協会もまさにアヘン貿易を禁絶したいという民側の意見を国政に反映させようとするものとされている。

ところが、アヘン貿易反対協会は、自らの意見をうまく国政に反映させることができていなかった。

困難なのは、イギリス人で千人に一人もいまだ中国を訪れたことがなく、

13 同上、43葉表。

その多くはアヘンがどのようなものなのか知らず、ただアヘン貿易を行う者たちがみな、中国人はそれを吸飲するのが最も好きであり、人にも害が無いなどと言うのを耳にするのみだということです。こうした意見は愚民だけでなく、官憲や上院議員でさえもが多く信じているものです。それゆえ、その貿易の廃止は、中国の朝廷と庶民が、真にアヘンの禁絶を望んでいるという明確な証明や証拠を示すことで、はじめて可能になるのです。（惟所難者、英人千分之中、未有一人曾来中国、大半皆未識鴉片為何如物、但聞貿易鴉片者、皆云中国人最喜吸食此物、並無損害於人。此言不独愚民信之、即官憲与大会爵臣亦多信之。故欲除此貿易、必俟中国朝廷与庶民自顯其明証確拠、真有禁絶鴉片之意、乃可行也¹⁴⁾

民の意思が政治に反映されるということは、まず民が自発的に意見を持ち活動することが肝要である。だが禁アヘンについては、いまだ民の間でその気運が必ずしも高まっていなかったのである。このような状況を打開するためには、できるだけ多くの民にアヘン問題への関心を持ってもらうことが必要であった。

ここで注目すべきは、上記のようなイギリスの議会制度のあり方、そして議会で多数派を占めるために輿論を喚起するという政治のあり方が光緒初年という早い段階で中国に紹介されていたことである。

さらにその紹介が、当時中国にとって極めて実践的な課題であるアヘン問題の文脈においてなされたことも注目される。イギリスの議会制度がどのように中国に紹介されたかについては、さまざまな研究が言及してきたが¹⁵⁾、上記のような文脈で議会制度が紹介された事例については、従来あまり注目されてこなかったものと思われる。そして以上の紹介は、次節で考察するように、広州の郷紳たちに確実に受容されていった。

14 同上、43葉表-43葉裏。

15 代表的な研究として、小野川秀美『清末政治思想研究』（みすず書房、1969）、溝口雄三「光緒初期の議会論」（『中国——社会と文化』1、1986）、薛化元・潘光哲「晚清的「議院論」——与伝統思维相関為为中心的討論（1861-1900）」（『中国史学』7、1997）などを参照。

3. 勸誠社と郭嵩燾の禁アヘン思想との関係

『勸誠社彙選』において、アヘン貿易反対協会に関する記事以外でさらに興味深いのは、広州の郷紳たちがイギリスの禁アヘン運動の動向を探るために、初代駐英公使・郭嵩燾に期待をかけていたことである。郭嵩燾（1818-1891）は、初代駐英公使を務めたことで有名な清末期の士大夫である。湖南湘陰の出身で、1847年の進士。咸豊期には曾國藩の幕友として湘軍に参加し、同治期には署広東巡撫に就任した。1875年にはマーガリー事件の謝罪のため出使英国欽差大臣に任命され、1876年イギリスに出発、ロンドン到着後はそのまま駐英公使を務め、駐仏公使も兼任した後、1879年に帰国した。また上記以外の時期には、地元湖南で郷紳として大きな影響力を有した。彼は生涯を通じ、中国社会の諸問題解決のために多くの発言を行ったばかりか、同時期の西洋社会に対しても強い関心を有していた。

彼は駐英公使在任中の1879年に、禁アヘン上奏を行っている。この上奏については、新村容子氏がすでに高い評価を与えているものである¹⁶。ところで、郭嵩燾はなぜそもそもこうした上奏を行ったのであろうか、そこにはどのような背景が存在したのであろうか。ここで取りあげたいのは、郭嵩燾の禁アヘン上奏には広州の郷紳たちの強い後押しがあったのではないかという事実である。

1876年に唐徳俊らを筆頭とする広州の郷紳たちは、当時、出使英国欽差大臣に任命された郭嵩燾に対し、禁アヘンに関する上申を行っていた¹⁷。この上申の日付は光緒2年10月とあるから、1876年11月から12月にかけて書かれたものと思われる。

この上申は確かに郭嵩燾の目に入っている。彼は後述する禁アヘンの上奏文にて光緒3年1月にその上申が総理衙門から転送されてきて受け取ったむねを報告している。では、この上申はいかなる内容を持つものであったかを見てみよう。まずアヘン問題について、中国の民と外国商人を救うことを郭嵩燾に依

16 新村前掲書、130-131頁。

17 『勸誠社彙選』、60葉表-61葉表。

頼する。アヘンが中国を害していることは言うまでも無く、またアヘンの輸入の増加により、その他の製品を扱う西洋商人が打撃を受けているからである。

そして唐徳俊らは前述のアヘン貿易反対協会の声明を紹介し、すでに自分たちが広東の督撫、按察使に勸誡社結成の伺いをたてたことを報告している。そのうえで、以下のように述べる。

ただこの外国の先例では、民を主とし、全ての事業は国の民がみな許可してから実施することができ、そうでなければ過半数で計画実行することができます。イギリスでは国民はアヘンを吸飲することができないよう禁じられているため、アヘンの害については、必ずしも皆が知っているわけではございません。そのうえ長らくアヘン販売に携わってきた者たちは親戚や友人がアヘンによって生計を立てているため、アヘン貿易が禁止されれば失業してしまうのを恐れ、多くが禁止を望みません。ゆえに禁止を望むものはわずか三分の一にすぎず、禁止は実現しておりません。

（惟是外国事例、以民為主、一切举措、国民均允、乃可施行、否則過半亦可籌辦。英国既禁國人不得吸食鴉片、則鴉片之為害、不尽週知。且積慣販煙之徒甚或因其戚友而藉鴉片為生計者、仍恐禁則失業多不願禁、故願禁者止三之一、事尚未成¹⁸⁾）

そしてこうしたイギリス国民の現状を述べた後、郭嵩燾に次のような依頼をしている。

イギリスに到着された後、官員に英国の官民がそれぞれ禁アヘンを望んでいるという実情を調査し明らかにさせてください。それに基づいて代奏いただくか欽差北洋南洋両大臣に書簡をお送りください。また各省の督撫に書面で通知して、もし各省の紳士がアヘンの厳禁を申請してきたら、それぞれ調べたうえで、咨文を添付して総理衙門に送り、イギリス駐北京公使と処理すべき点について話し合えるようにさせてください。

（到英之後、委員查明英国官民各願禁鴉片實在情形。或拋呈代奏、或致書欽差北洋南洋両大臣。函知直省督撫、如各直省紳士呈請嚴禁、不妨彙齊咨

18 同上、60 葉裏。

送総理衙門、以便与英国駐京公使会商辦理之処¹⁹)

ここで注目すべきは、次の点である。第1に、この上申においてアヘン貿易反対協会が紹介されていることである。後述するとおり、まさにこの上申を受け取った時期に、郭嵩燾はロンドンにてアヘン貿易反対協会の構成員と面会しているのである。

第2に、アヘン問題との関わりで、イギリスの議会制度のあり方が郭嵩燾に紹介されていることである。従来、渡英直前直後の郭嵩燾の議会制度認識については、『瀛環志略』や『大英志』といった書物の影響が指摘されてきたが²⁰、これらのほかに、彼がアヘン問題という極めて実践的な文脈において議会制度の紹介を受けていたことは注目すべきである。

以上のように、勸誡社の禁アヘン運動は、郭嵩燾をも巻き込みつつ、中国における禁アヘンの風潮を形成しようとし、さらには中国の情報を総理衙門からイギリスに発信することで、イギリスの輿論の喚起までもも念頭に置いたスケールの大きな計画を有していたのである。

さて、このような上申を受けた郭嵩燾は、自らも積極的にアヘン貿易反対協会と交流したようである。例えば、上申を受けた同じ月に郭嵩燾は同協会の宣教師ターナーらと面会している²¹。さらに翌月には自らアヘン貿易反対協会に参加しているようである。

議禁鴉片煙會堂の士紳で集まった者は50人あまり。シャフツベリ〔Lord Shaftesbury〕はその長であり、差し出された公函を手に持ち、起立して読み上げる。次にマーク・スチュアート〔Mark Mactaggart-Stewart〕が各款を条列し、その意図を明らかにする。発言は一層詳しい。さらに宣教師レッグ〔James Legge〕が各款を条列して読み上げる。発言する者はみな必ず起立し、その他の者はみな座っている。主人や聴衆もまた座っている。

(議禁鴉片煙會堂士紳集者五十余人。夏弗斯白里為之長、手持前遞公函、

19 同上、60葉裏-61葉表。

20 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』（東京大学出版会、2000）、潘光哲「晚清中国「政党」的知識系譜：思想脈絡的考察（1856-1895）」（『中国文化研究所学報』48、2008）を参照。

21 『郭嵩燾全集 十 史部四 日記三』（岳麓書社、2012）、光緒3年1月24日、145頁。

立而誦之。其次馬克斯究爾得、条列各款、發明其意、言之更詳。又其次教士里格、又条列告〔各〕款誦之。凡誦言必起立、余皆坐、主人、聽者亦坐²²⁾

また日記には、禁アヘンと議会制度との関係をうかがわせる記述も見られる。例えば、郭がフレンド会（Society of Friends）に参加した際に残した記述に以下のようなものがある。

ハンベリー〔Thomas Hanbury〕曰く「われわれのこの会1万3000人のうち、アヘン禁止を願わない者はおりませんが、しかしながら国家の権限にあずかることができません。会の紳士のうち心から禁アヘンを唱える者は大変多く、われわれは附和賛成し、力を尽くしたいと思います」。会中にも議員を担当している者がいるか尋ねた。曰く「全部で5人おります。かつて議員を担当した者は十数人です」。

（軒白里曰「吾此会合万有三千人、無一不願禁者。然不能参与国家之権。会紳中実心倡言禁煙者頗多、吾輩附和賛成、固願尽力」。問会中亦有充議紳者否、曰「共得五人、従前曾充議紳者十余人²³⁾」

そしてこうした経験を踏まえて、郭嵩燾は禁アヘンに関する上奏を行うこととなった²⁴⁾。

これらの上奏について注目すべきは第1に、前述の通り、唐徳俊らの上申をうけ、それからアヘン貿易反対協会の人士と会い、彼らが誠心誠意その活動に取り組んでいることを目にしたと述べていることである²⁵⁾。郭とアヘン貿易反対協会との接触到、広州の郷紳たちの意向が何らかの形で反映されていたことが分かるのである。

第2に、郭が広州の勸誡社をモデルとしながら、さらに効率をあげるため、官と郷紳とが連携したアヘン取り締まりの組織を作ることを主張していること

22 同上、光緒3年2月3日、151頁。なお原文中の「告〔各〕」について、日記原本では「告」字に作るが、『郭嵩燾日記』3（湖南人民出版社、1982）や主にそれに基づく『郭嵩燾全集』では「告」字を「各」字に訂正している。本稿もそれらにしたがう。

23 同上、光緒3年8月14日、281頁

24 「請禁止鴉片第一疏」、光緒3年2月8日、「請禁鴉片煙第二疏」、光緒3年6月10日（『郭嵩燾全集 四 史部一奏稿』岳麓書社、2012）808-810頁、819-823頁。

25 「請禁止鴉片第一疏」、光緒3年2月8日、810頁。

である。郭は以下のように述べる。

第4に、郷紳、官員を選出派遣して検査の責任を重くするべきです。近年、広東では、勸禁鴉片煙会が設立され、私はいつもその良い心がけを賞賛しております。しかしながらこうした活動は、民間の個人的な提案からでたもので、勧告し指導するという効果はあっても、統括する責任というものがないので、その勢いは人心を奮い立たせることができません。

(四日選派紳員以重稽查之責。近年広東設立勸禁鴉片煙会、臣常嘉其用心之善、然出自民間私議、有勸導之功而無重率之責、其勢不足以振發人心²⁶)

郭嵩燾は以上のように述べたうえで、各地方の督撫が地元の公正かつ事情に通じている官員、郷紳を選んで禁アヘンの責任をもたせ、各地方で地方官が禁アヘンに励んでいるか、そして郷紳たちが禁アヘンに協力しているかどうかを検査するというプランを提案しているのである。

なお、よく知られているように、郭嵩燾はイギリスでの任務を終えて帰国後、地元湖南で禁煙公社という団体を結成し、熱心に禁アヘン活動を行っている²⁷。郭は1879年に親族や地元の名士たちと「禁煙公約」を設け、各々が設立資金を出し合うことなどを決め、同年、禁煙公社をスタートさせた²⁸。禁煙公社はその後長らく活動を続けたようで²⁹、関係者には王闖運や李元度ら地元の名士が含まれていた。その活動は主に、アヘン撲滅や人心風俗改良に関する講演の実施、そして地元のアヘン吸引に関する実態調査の実施などであった³⁰。

以上のように、本稿の分析を踏まえたうえで郭嵩燾の禁アヘン活動の起源を考えてみると、やはり勸誡社の存在が大きな役割を果たしたことが推測されるのである。

26 「請禁鴉片煙第二疏」、光緒3年6月10日、821頁。

27 禁煙公社の専論としては、金培喆「郭嵩燾の対外意識と地域活動——以思賢講舍及禁煙公社為中心」（周維宏等主編『世紀之交的抉抉』世界知識出版社、2000、所収）を参照。

28 『郭嵩燾全集 十一 史部四 日記四』（岳麓書社、2012）、光緒5年8月13日、167頁、光緒5年9月1日、173頁。

29 『郭嵩燾全集 十二 史部四 日記五』（岳麓書社、2012）、光緒12年9月1日、190-193頁。

30 『郭嵩燾全集 十一 史部四 日記四』、光緒5年9月21日、181-182頁。

おわりに

本稿では、『勸誡社彙選』を中心に、広州の郷紳たちの禁アヘン運動、とりわけイギリスのアヘン貿易反対協会への反応を分析してきた。『勸誡社彙選』に収録されるアヘン貿易反対協会の声明とそれへの勸誡社の応答は、当時の中英双方がアヘン問題をどのように理解していたかを示すとともに、1870年代初期の中国にイギリスの働きかけを真摯に受け止め協力関係を築こうとする勢力が存在したことを示す重要な史料であると言えよう。従来、アヘン貿易反対協会の中国への働きかけに関しては多くのことが明らかにされてきたが、それに中国側がどのような反応を示したかについては、さらに研究の余地があると思われる。本稿はその課題に若干の問題提起をすることができたのではないかと考える。

双方の議論で注目すべきは、アヘン問題の解決を模索する過程で、アヘン貿易反対協会と勸誡社の双方が、中国とイギリスの政治制度のあり方を比較していたことである。アヘン問題という話題を通して、光緒初期に議会制度のあり方が中国へ紹介されていたという事実は、中国における議会制度の認識の歴史という観点から見ても大変興味深い事例であると思われる。

さらに、イギリスの禁アヘンの輿論を喚起するという目的で、アヘン貿易反対協会と勸誡社双方に期待されていたのが、イギリス側と中国の欽差大臣あるいは総理衙門大臣との会談であった。このような気運の中、勸誡社が注目したのが、当時マーガリー事件の謝罪のためイギリスに派遣されることになった郭嵩燾であった。清末の開明派として知られる郭嵩燾が禁アヘン活動を行ったことは従来から知られていたが、そうした活動の原点に、広州の郷紳たちの強い後押しがあったことが明らかになった。今後、郭嵩燾の禁アヘン活動は、勸誡社との関係で考察されていくべきであろう。

以上、『勸誡社彙選』を中心にアヘン貿易反対協会と勸誡社の関係を考察してきた。アヘン貿易反対協会は、中国のアヘン問題の現状を積極的にイギリスに報告するよう中国側に要請していたが、前述の『勸誡食鴉片煙醒世図』には、勸誡社の人士たちがアヘン貿易反対協会に宛てた書簡が多数収録され、ま

た勸誡社関連史料であると思われる『中外除戒洋煙策論』には³¹、本稿では取りあげられなかった広州の郷紳たちのアヘン貿易反対協会に対する見解が数多く収録されている。その解明が進めば、勸誡社の反応をより克明に描き出せることと思われる。これらの史料の分析については今後の課題としたい。

31 『中外除戒洋煙策論』、学習院大学図書館蔵。

谈《劝诫社汇选》所见之几点问题： 以英东力除鸦片贸易会与劝诫社为中心

小野泰教

本文藉由《劝诫社汇选》（刊于 1876 年）这一史料，来探讨当时中国人对英国禁鸦片运动的部分看法。英东力除鸦片贸易会（The Anglo-Oriental Society for the Suppression of the Opium Trade），是在英国禁鸦片运动中的一个代表性团体，至今已有不少相关研究成果；但是笔者认为，针对当时中国人对于这个运动抱持着什么看法这一问题，应尚有研究的余地。对此，本文在《劝诫社汇选》的文本基础上，就广州乡绅组织的劝诫社对英东力除鸦片贸易会的看法进行分析。《劝诫社汇选》里不仅收录了英东力除鸦片贸易会以中文写就的声明书，还收录了劝诫社对其回应的文字。本稿透过这些史料的分析，主要关注以下两点：第一，在英东力除鸦片贸易会与劝诫社对禁鸦片方案的议论过程中，其实已论及了英国的议会制度——而英国的议会制度究竟是在何种脉络下被介绍到中国，是中国近代史上的重要课题——就此点而言，《劝诫社汇选》将能为此提供新的事例。第二，作为禁鸦片运动的一环，劝诫社还呈请了出使英国钦差大臣郭嵩焘，向英国政府进行交涉。郭嵩焘积极推行禁鸦片运动虽是众所周知之事，然而其背后竟有劝诫社的影响，这一事实或将为郭嵩焘思想研究带来新的认识。